

平成21年度不法投棄未然防止事業協力評価報告書

(平成22年度事業への継続: (有) 無)

平成22年12月17日

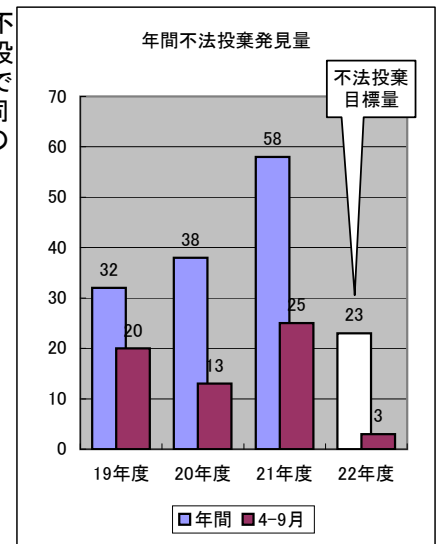
第三者委員会

No.38		都道府県名:長崎県			市町村等名:島原市			
対象地域:島原市全域				※世帯数: 13,840世帯		※人口数: 38,316人		
防止事業				引渡事業				
実施期間	平成21年6月1日 ~ 平成22年1月31日			実施期間	平成21年8月1日 ~ 平成21年10月31日			
内容	・不法投棄防止看板の設置			不法投棄された特定家庭用機器廃棄物の回収・輸送方法	・職員が回収し、委託業者が指定引取場所に運搬。			
		エアコン	ブラウン管式テレビ	液晶式及びプラズマ式テレビ	冷蔵庫・冷凍庫	洗濯機・衣類乾燥機	合計	
引渡事業の実績(台)		0	16	0	0	0	16	
		防止事業			引渡事業		合計	
		防止項目			小計	撤去等費用		再商品化等料金
		設備費	労務費	その他経費				
事業に要した金額(千円)		171	0	0	(171)	20	43	(234)
交付した助成金額(千円)		61	0	0	(61)	16	40	(117)

※:世帯数及び人口は、平成17年国勢調査

I. 事業協力の評価

島原市が平成21年度応募申請書に記載した対象地域における平成19年度の不法投棄発見量(32台)に対する平成22年度の目標削減率は28.1%(年間不法投棄目録量で23台)であった。年間不法投棄発見量の年間推移をそれぞれの年度で4月から9月までの半期で見ると平成22年度では3台となっており、平成19年度同期比では85%減となっている。年間目標削減率の達成については引き続き今後の推移を見守る必要がある。



II. 市町村の責務の遂行状況の評価 (推奨すべき点を含む)

- 1) 本委員会は、島原市の義務外品体制に不備があると認め、平成21年10月に協会をして同市に対し改善要請を行わしめた。同市より協会に対し平成21年11月に義務外品体制の整備等についての報告書の提出があった。事後、同問題は改善されていると認められる。
- 2) 防止事業の看板について予算通り調達が行われたが、実際の設置数が調達数より少なかった。今後これらについては事業の効率的実施の視点から、計画の改善が必要であると考えます。
- 3) 引渡事業は予定通り実施された。
- 4) 島原市の責務は、I.、II. 1)及び2)を除き適切に遂行されているものと認められる。